

【件名】 ACT政府発表：8月21日の新型コロナウイルス最新情報（COVID-19 関連）

【ポイント】

● ACT政府は、不可欠な仕事や医療上の理由等のため、ACTへ入境できるNSW州の郵便番号を発表しました。

● 8月21日（土）、ACTにおける新型コロナウイルスの陽性者は、8月20日（金）から8人増え、合計102人となりました。

● 感染をした人が、他者にウイルスを感染させる可能性のある状態で訪問していた場所（「Exposure locations」以後「感染の可能性があった地点」と表記）が、追加・更新され、合計280カ所以上が指定されていますので、下記リンク先からご確認し、それぞれの地点に特定の日時に訪問歴のある人は、定められた措置に従ってください。

[https://www.covid19.act.gov.au/act-status-and-response/act-covid-19-exposure-locations?utm\\_source=Popularlinks&utm\\_medium=banner&utm\\_campaign=Popular%20links](https://www.covid19.act.gov.au/act-status-and-response/act-covid-19-exposure-locations?utm_source=Popularlinks&utm_medium=banner&utm_campaign=Popular%20links)

● バーACT首席大臣は、ACTのロックダウンの解除には、継続的に市中感染者がゼロとなる必要があると発言しています。また、本年のFloriade and Nightfestは中止とする旨発表しました。

● ACT保健省は、同局が運用するFacebook及びTwitterに、検査場所での待ち時間等の情報も掲載していますので、参考にしてください。

ACT保健省 Facebook: <https://www.facebook.com/ACTHealthDirectorate>

ACT保健省 Twitter: <https://twitter.com/ACTHealth>

【本文】

1 不可欠な仕事や医療上の理由等のためにACTへ入境できるNSW州の郵便番号の発表

(1) 発表された郵便番号は下記の通りです。

ア 2581 : Gunning, Collector

イ 2582 : Murrumbateman, Yass

ウ 2584 : Binalong

エ 2611 : Uriarra

オ 2618 : Wallaroo, areas along ACT' s North western edge

カ 2619 : Jerrabomberra

キ 2620 : Queanbeyan, Googong, Karabar, Gundaroo, Royalla

ク 2621 : Bungendore

ケ 2623 : Captains Flat

コ 2626 : Bredbo and Michelago

○ 詳細は、下記リンク先からご確認いただけます。

<https://www.covid19.act.gov.au/travel/nswact-border-residents>

(2) 「不可欠な仕事や医療上の理由等」の内容は下記の通りです。免除申請は不要ですが、入境の際は、承認された郵便番号のいずれかに居住していることを証明する身分証明書を常に携帯しておく必要があります。

ア 自宅や遠隔地でリモートワーク等により仕事を実施できない。

イ 保護者の責任上、居住地での育児が困難であり、学校や保育園時間外に保育を利用する場合。

ウ 医療や健康上の必要性に応じて、検査やワクチン接種の予約がなされている場合や、個人隔離が困難である場合。

エ ケアが必要な人に対する緊急の支援を要する場合。

オ 動物福祉の観点から、ペット等に対する必要な支援を要する場合。

カ 食料品や医療品等、ケアを必要とする人のための買い物で、ACTでなければ入手できない場合。

○ 詳細は、下記リンク先からご確認いただけます。

<https://www.covid19.act.gov.au/travel/entering-the-act/travel-directions-in-the-act/standing-exemptions-including-transiting>

(3) 上記郵便番号以外のNSW州から入境を希望する住民は、以下の理由にあたる場合には、免除申請の許可を得た上で入境が可能となります。

ア 医療、政府、重要インフラの維持補修、教員等に関連した必須労働者。

イ 近親者の葬儀への参列、緩和ケアを受けている家族の見舞い。

ウ ACT内でしか出来ない緊急を要する業務。

エ 子供通学やケアに関する場合。

オ 裁判所や法的手続きに出席する事項。

カ ACTへの永住に関する事項。

○ 詳細は、下記リンク先からご確認いただけます。

<https://www.covid19.act.gov.au/travel/entering-the-act/travel-directions-in-the-act/online-travel-forms>

## 2 最新の感染者数

(1) 8月21日(土)、ACTにおける新型コロナウイルスの陽性者は、8月20日(金)から8人増え、合計102人となりました。

(2) 8月20日(金)から増えた8人の感染経路は全て判明しているとのこと。

(3) 感染者数が一時的に減少した様に見える理由は、8月20日(金)の検査結果の締め切り時間を1時間繰り上げたためであり、これによって明日8月22日(日)の感染者数は増えるものと予測されています。

### 3 感染の可能性があった地点の追加・更新

(1) 感染の可能性があった地点が、追加・更新され、合計280カ所以上が指定されていますので、下記リンク先から確認し、それぞれの地点に特定の日時に訪問歴のある人は、定められた措置に従ってください。

[https://www.covid19.act.gov.au/act-status-and-response/act-covid-19-exposure-locations?utm\\_source=Popularlinks&utm\\_medium=banner&utm\\_campaign=Popular%20links](https://www.covid19.act.gov.au/act-status-and-response/act-covid-19-exposure-locations?utm_source=Popularlinks&utm_medium=banner&utm_campaign=Popular%20links)

(2) 同地点に特定の日時に訪問歴がある人は、直ちに自己隔離を開始し、検査を受け、オンラインで登録する等の措置が必要になります。

(3) なお、感染の可能性があった地点には、濃厚接触 (Close contact)、軽度の接触 (Casual contact)、及び、症状の観察 (Monitor for symptoms) と3種類のカテゴリーがあり、属するカテゴリーにより、求められる措置が異なりますので、それぞれの措置については、以下アからウをご確認ください。

#### ア 濃厚接触 (Close contact)

感染の可能性があった地点の内、「濃厚接触 (Close contact)」に該当する地点に特定の日時に訪問歴のある人は、直ちに14日間の自己隔離を開始し、検査を受け、オンラインで申告しなければなりません。

オンライン申告先：<https://actredcap.act.gov.au/redcap/surveys/?s=ENA34MC3TR>

なお、濃厚接触地点に訪問歴のある人の同居人 (secondary contacts) も同様に隔離の対象となり、訪問歴のある人とその同居者の双方が、ACT保健省により隔離から解除となる旨の連絡を受けるまで隔離しなければなりません。また、可能な限り、住居内での空間の共有を避けるべきです。

<https://www.covid19.act.gov.au/stay-safe-and-healthy/quarantine-and-isolation/quarantine/quarantine-for-secondary-contacts>

#### イ 軽度の接触 (Casual contact)

感染の可能性があった地点の内、「軽度の接触 (Casual contact)」に該当する地点に特定の日時に訪問歴のある人は、直ちに自己隔離を開始し、検査を受け、オンラインで申告しなければなりません。訪問したタイミングにより、執るべき措置が異なります。オンラインで申告を行うと、ACT保健省からメール等で連絡がきますので、記載されている措置に従ってください。

オンライン申告先：<https://actredcap.act.gov.au/redcap/surveys/?s=ENA34MC3TR>

なお、軽度の接触地点に訪問歴のある人の同居人は、自己隔離の必要はありませんが、可能な限り、住居内での空間の共有を避けるべきです。

#### ウ 症状を観察 (Monitor for symptoms)

感染の可能性があった地点のうち、「症状を観察 (Monitor for symptoms)」に該当する地点に特定の日時に訪問歴のある人は、症状を観察し、症状が現れた場合は検査を受けてください。

#### 4 検査会場について

(1) 検査が可能な場所は以下のリンク先からご確認ください。

新型コロナウイルス検査場所：[https://www.covid19.act.gov.au/stay-safe-and-healthy/symptoms-and-getting-tested/where-to-get-tested-in-the-act?utm\\_source=Popularlinks&utm\\_medium=banner&utm\\_campaign=Popular%20links](https://www.covid19.act.gov.au/stay-safe-and-healthy/symptoms-and-getting-tested/where-to-get-tested-in-the-act?utm_source=Popularlinks&utm_medium=banner&utm_campaign=Popular%20links)

(2) ACT保健省は、同局が運用する Facebook 及び Twitter に、検査場所での待ち時間等の情報も掲載していますので、参考にしてください。現在、待ち時間は大幅に軽減されています。

ACT保健省 Facebook：<https://www.facebook.com/ACTHealthDirectorate>

ACT保健省 Twitter：<https://twitter.com/ACTHealth>

#### 5 ロックダウンの期限及びイベント開催の中止

(1) バーACT首席大臣は、ACTのロックダウンの解除には、継続的に市中感染者がゼロとなる必要があると発言しています。

(2) バーACT首席大臣は、2021年9月11日～同年10月10日までコモンウェルス・パークで開催される予定だった Floriade と Nightfest は中止とする旨発表しました。

6 ACT政府は、下記リンク先に新型コロナウイルスに関する最新の情報を掲載しています。状況は刻一刻と変化しますので、定期的を確認し、最新の情報を入手するよう心がけてください。

<https://www.covid19.act.gov.au/>

(メール発信者)

在オーストラリア日本国大使館領事部

電話：02-6273-3244 (代表)

FAX：02-6273-1848

メール：[consular@cb.mofa.go.jp](mailto:consular@cb.mofa.go.jp)

大使館 HP：[https://www.au.emb-japan.go.jp/itprtop\\_ja/index.html](https://www.au.emb-japan.go.jp/itprtop_ja/index.html)